

徳島県訓令第第六号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

徳島県副知事の担任事務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県副知事の担任事務に関する規程を廃止する訓令

徳島県副知事の担任事務に関する規程（令和三年徳島県訓令第十六号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和五年五月十七日から施行する。